

乙第56号証

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第236号）
新旧対照表

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照表
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係）
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）（抄）（第二条関係）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

現行	改正案
<p>（請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2／6</p> <p>（略）</p> <p>（請求による従前の個人番号に代わる個人番号の指定）</p> <p>第三条 法第七条第二項の規定による個人番号の指定の請求をしようとする者は、その者の個人番号及び当該個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる理由その他総務省令で定める事項を記載した請求書（以下この条において「個人番号指定請求書」という。）を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長（以下「住所地市町村長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 法第十六条の規定は、住所地市町村長が前項の規定による個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。</p> <p>3 住所地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けたときは、同項の理由を疎明するに足りる資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 住所地市町村長は、第一項の規定による個人番号指定請求書の提出を受けた場合において、同項の理由があると認めるときは、法第八条第一項の規定により、機構に対し、当該請求に係る従前の個人番号に代えて当該提出をした者の個人番号とすべき番号の生成を求めるものとする。</p> <p>5 前項の場合において、住所地市町村長は、従前の個人番号に代えて個人番号を指定しようとする者が個人番号カードの交付を受けている者であるときは、その者に対し、当該個人番号カードの返納を求めるものとする。</p> <p>6 第一項の規定による個人番号指定請求書の提出は、総務省令で定めるところにより、代理人を通じてすることができる。</p>	

第十二条第二項の規定は、住所地市町村長が前項の規定による代理人を通じた個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

(個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行いう者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

- 一 住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
- 二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条、次条第五項及び第十三条の二において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、写真の表示その他の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

(削る)

2 | 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受け

第十二条第三項の規定は、住所地市町村長が前項の規定による代理人を通じた個人番号指定請求書の提出を受ける場合について準用する。

(本人確認の措置)

第十二条 法第十六条の政令で定める措置は、個人番号の提供を行いう者から次に掲げる書類の提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置とする。

- 一 住民基本台帳法第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
- 二 前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

(削る)

2 | 市町村長が法第十七条第一項の規定により個人番号カードを交付する場合における前項の規定の適用については、同項中「個人番号の提供を行う者から次」とあるのは「個人番号カード」の交付を受けようとする者に係る住民票に記載されている個人番号並びに氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）を確認すること並びにその者から第二号」と、同項第二号中「前号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下この条及び次条第三項において「個人識別事項」という。）」とあるのは「住民票に記載している個人識別事項」とする。

3 | 個人番号利用事務等実施者は、本人の代理人から個人番号の提供を受けるときは、その者から次に掲げる書類の提示を受け

ることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならぬ。

- 一 個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして主務省令で定めるもの
- 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
- 三 本人に係る個人番号カード又は前項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であつて主務省令で定めるもの

(個人番号カードの発行及び交付)

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条、次条及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、機構に提出しなければならない。

(個人番号カードの交付)

第十三条 個人番号カードの交付を受けようとする者（以下この条及び附則第四条において「交付申請者」という。）は、総務省令で定めるところにより、その交付を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項を記載し、かつ、交付申請者の写真を添付した交付申請書を、住所地市町村長に提出しなければならない。この場合において、住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長（次項ただし書において「経由市町村長」という。）を経由して、交付申請書を提出することができる。

- 2 前項の場合において、交付申請者は、住所地市町村長（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出するこどが当該交付申請者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に

ることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置をとらなければならぬ。

- 一 個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が本人の依頼により又は法令の規定により本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして主務省令で定めるもの
- 二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの
- 三 本人に係る個人番号カード又は第一項第一号に掲げる書類その他の本人の個人番号及び個人識別事項が記載された書類であつて主務省令で定めるもの

資するものとして総務省令で定める事情があるときは、当該市町村長又は住所地市町村長）を経由して、交付申請書を提出することができる。

3| 機構は、前二項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、総務省令で定めるところにより、個人番号カードを発行し

、当該個人番号カードを住所地市町村長に送付するものとする。

4| 住所地市町村長は、前項の規定による個人番号カードの送付を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、第二項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項に規定する住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出した場合にあっては、当該市町村長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領するものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることができる。

5| 個人番号カードを交付することができる。

（略）

（新設）

2| 住所地市町村長は、前項の規定による交付申請書の提出を受けたときは、交付申請者に対し、当該市町村の事務所への出頭を求めて、個人番号カードを交付するものとする。ただし、交付申請者が、同項の規定による交付申請書の提出を、住所地市町村長が指定する場所（同項後段の場合にあっては、経由市町長が指定する場所）に出頭してしたときは、当該交付申請者が確実に受領するものとして総務省令で定める方法により、当該事務所への出頭を求めることがなく、個人番号カードを交付することができる。

3| 住所地市町村長は、病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により交付申請者の出頭が困難であると認められるときは、前項本文の規定にかかわらず、当該交付申請者の指定した者の出頭を求めて、その者に対し、個人番号カードを交付することができます。この場合において、住所地市町村長は、その者から、当該交付申請者の出頭が困難であることを疎明するに足りる資料及び次に掲げる書類その他主務省令で定める書類の提示を受けなければならない。

一 個人識別事項が記載された書類であつて、当該個人識別事項により識別される特定の個人が当該交付申請者の依頼により又は法令の規定により当該交付申請者の代理人として個人番号カードの交付を受けることを証明するものとして主務省令で定めるもの

二 前号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして主務省令で定めるもの

三 当該交付申請者の個人識別事項が記載され、及び当該交付申請者の写真が表示された書類であつて主務省令で定めるも

の

6 第三条第六項の規定は、第一項及び第二項の規定による交付申請書の提出について準用する。

(個人番号カードを交付する場合の本人確認の措置)

第十三条の二 法第十七条第一項の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 交付申請者に係る住民票に記載されている個人番号及び個人識別事項の確認
- 二 交付申請者から、当該交付申請者に係る住民票に記載されている個人識別事項が記載された書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認するものとして主務省令で定めるものの提示を受けることその他これに準ずるものとして主務省令で定める措置

(特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定)

第十九条 法第十九条第七号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条第五項(同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条の七第一項又は第三十条の三十二第二項の規定その他主務省令で定める同法

4 第三条第六項の規定は、第一項の規定による交付申請書の提出について準用する。

(新設)

(特定個人情報を提供することができる住民基本台帳法の規定)

第十九条 法第十九条第六号の政令で定める住民基本台帳法の規定は、同法第十二条第五項(同法第三十条の五十一の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十条の七第一項又は第三十条の三十二第二項の規定その他主務省令で定める同法

の規定とする。

(情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、同項中「情報提供者」とあるのは、「条例事務関係情報提供者」と読み替えるものとする。

(特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定)

第二十一条 法第十九条第十号の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八条第二項、第七十二条の五十九若しくは第二百九十四条第三項の規定その他主務省令で定める同法の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）とする。

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確

の規定とする。

(情報照会者又は条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め)

第二十条 情報照会者による法第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求めは、デジタル庁令で定めるところにより、情報照会者の使用に係る電子計算機から情報提供ネットワークシステムを使用して内閣総理大臣の使用に係る電子計算機に、当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該特定個人情報を保有する情報提供者の名称その他デジタル庁令で定める事項を送信する方法により行うものとする。

2 前項の規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求めについて準用する。この場合において、同項中「情報提供者」とあるのは、「条例事務関係情報提供者」と読み替えるものとする。

(特定個人情報を提供することができる地方税法等の規定)

第二十一条 法第十九条第九号の政令で定める地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は国税に関する法律の規定は、同法第四十八条第二項、第七十二条の五十九若しくは第二百九十四条第三項の規定その他主務省令で定める同法の規定又は外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第四十条第四項において準用する同法第三十九条第一項から第三項まで若しくは同法第四十条第七項において準用する同法第三十九条第六項から第九項まで（これらの規定を同法第四十二条第一項において準用する場合を含む。）とする。

(地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確

(保するため必要な措置)

第二十二条 法第十九条第十号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一〇三 (略)

(社債等の発行者に準ずる者)

第二十三条 法第十九条第十二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇五 (略)

(社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十四条 法第十九条第十二号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一〇三 (略)

(公益上の必要がある場合)

第二十五条 法第十九条第十五号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の内閣総理大臣の措置)

第二十六条 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル府令で定める事項を通知するものとする。

(保するため必要な措置)

第二十二条 法第十九条第九号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一〇三 (略)

(社債等の発行者に準ずる者)

第二十三条 法第十九条第十一号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一〇五 (略)

(社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置)

第二十四条 法第十九条第十一号の政令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一〇三 (略)

(公益上の必要がある場合)

第二十五条 法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときは、別表に掲げる場合とする。

(特定個人情報の提供の求めがあつた場合の内閣総理大臣の措置)

第二十六条 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得しているときは、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該情報提供者に対し、当該情報提供用個人識別符号、当該特定個人情報の項目及び当該提供の求めをした情報照会者の名称その他デジタル府令で定める事項を通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していなければ、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していなければ、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していなければ旨を通知するものとする。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、法第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5・6 (略)

(公益上の必要がある場合に関する規定の準用)

第二十七条の二 第二十五条の規定は、法第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する法第十九条第十五号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する。

(法第十九条第九号の規定による特定個人情報の提供)

第二十九条の二 第二十六条から前条までの規定は、法第十九条第九号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十六条第一項、第二項及び第四項中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、第二十七条第一項中「第二十一条の二第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第二項」と、第二十七条の二中「第二十一条の二第五項」とあるのは「第二十

2 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、当該提供の求めに係る情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していなければ、法第二十一条第二項各号に掲げる場合を除き、当該提供の求めをした情報照会者に対し、当該情報提供者が当該特定個人情報に係る本人に係る情報提供用個人識別符号を取得していなければ旨を通知するものとする。

3 (略)

4 内閣総理大臣は、法第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求めがあつた場合において、法第二十一条第二項各号のいずれかに該当するときは、当該提供の求めをした情報照会者に対し、その旨を通知するものとする。

5・6 (略)

(公益上の必要がある場合に関する規定の準用)

第二十七条の二 第二十五条の規定は、法第二十一条の二第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する。

(法第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

第二十九条の二 第二十六条から前条までの規定は、法第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十六条第一項、第二項及び第四項中「第二十一条第二項各号」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条第二項各号」と、第二十七条第一項中「第二十一条の二第二項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第二項」と、第二十七条の二中「第二十一条の二第五項」とあるのは「第二十

六条において準用する法第二十一条の二第五項」と、第二十七条の三中「第二十一条の二第八項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第八項」と、第二十八条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、前条中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 法第四十三条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項及び第三項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次条において単に「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)		第 四 十 七 条 第 四 项	(略)	(略)
(略)	その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項並びに第十八条の二第三項において「住所地市町村長」という。)	住所地区長を経由して住所地市長(その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。次項及び第七項において同じ。)	(略)	(略)
(略)		第 四 十 七 条 第 四 项	(略)	(略)

六条において準用する法第二十一条の二第五項」と、第二十七条の三中「第二十一条の二第八項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十一条の二第八項」と、第二十八条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十二条第一項」と、前条中「第二十三条第一項」とあるのは「第二十六条において準用する法第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

(指定都市の区及び総合区に対する法の適用)

第四十三条 法第四十三条第一項の政令で定める法の規定は、法第七条第一項及び第三項、第八条第三項並びに附則第三条第三項とする。

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(次条において単に「指定都市」という。)について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)		第 四 十 七 条 第 四 项	(略)	(略)
(略)	その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長(次項及び第七項において「住所地市町村長」という。)	住所地区長を経由して住所地市長(その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長をいう。次項及び第七項において同じ。)	(略)	(略)
(略)		第 四 十 七 条 第 四 项	(略)	(略)

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第四十四条 指定都市においては、第二条、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び

総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	項目 第十三条第五	当該市町村の 住所地区長を経由して当該 区(総合区を含む。第十五条 第三項において同じ。)の	住所地市町村長	(略)						
(略)	項目 第十三条第四	当該市町村の 住所地区長を経由して当該 区(総合区を含む。第十五条 第三項において同じ。)の	住所地市町村長	(略)						
(略)	項目 第十三条第三	当該市町村の 住所地区長を経由して当該 区(総合区を含む。第十五条 第三項において同じ。)の	住所地市町村長	(略)						

(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)

第四十四条 指定都市においては、第二条、第七条、第九条及び附則第二条第二項の規定中市長に関する規定は、市の区長及び

総合区長に適用する。

2 指定都市についてこの政令の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	項目 第十三条第三	当該市町村の 住所地区長を経由して当該 区(総合区を含む。第十五条 第三項において同じ。)の	住所地市町村長	(略)						
(略)	項目 第十二条第二	当該市町村の 住所地区長を経由して当該 区(総合区を含む。第十五条 第三項において同じ。)の	住所地市町村長	(略)						

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百四十九号）

（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（前略）

第四十四条第一項中「第九条及び」を「第九条、第二十七条の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七条第三項、第二十七条の三第一項及び第三項並びに」に改め、同条第二項の表第十三条第四項の項を次のように改める。

項	第十三条第四項	住所地市町村長	当該市町村の	住所地市長	住所地区長を経由して当該区	（総合区を含む。以下同じ。）
---	---------	---------	--------	-------	---------------	----------------

（中略）

第四十五条を第四十七条とし、第四十四条の次に次の二条を加える

（公益上の必要がある場合に関する規定の準用）

第四十五条 第二十五条の規定は、法第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第十五号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する

（後略）

現 行

（前略）

第四十四条第一項中「第九条及び」を「第九条、第二十七条の二第一項、第二項及び第四項、同条第五項において読み替えて準用する第二十七条第三項、第二十七条の三第一項及び第三項並びに」に改め、同条第二項の表第十三条第二項の項を次のように改める。

項	第十三条第二項	住所地市町村長	当該市町村	住所地市長	住所地区長を経由して当該区	（総合区を含む。以下同じ。）
---	---------	---------	-------	-------	---------------	----------------

（中略）

第四十五条を第四十七条とし、第四十四条の次に次の二条を加える

（公益上の必要がある場合に関する規定の準用）

第四十五条 第二十五条の規定は、法第四十五条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第十九条第十四号の政令で定める公益上の必要があるときについて準用する

（後略）